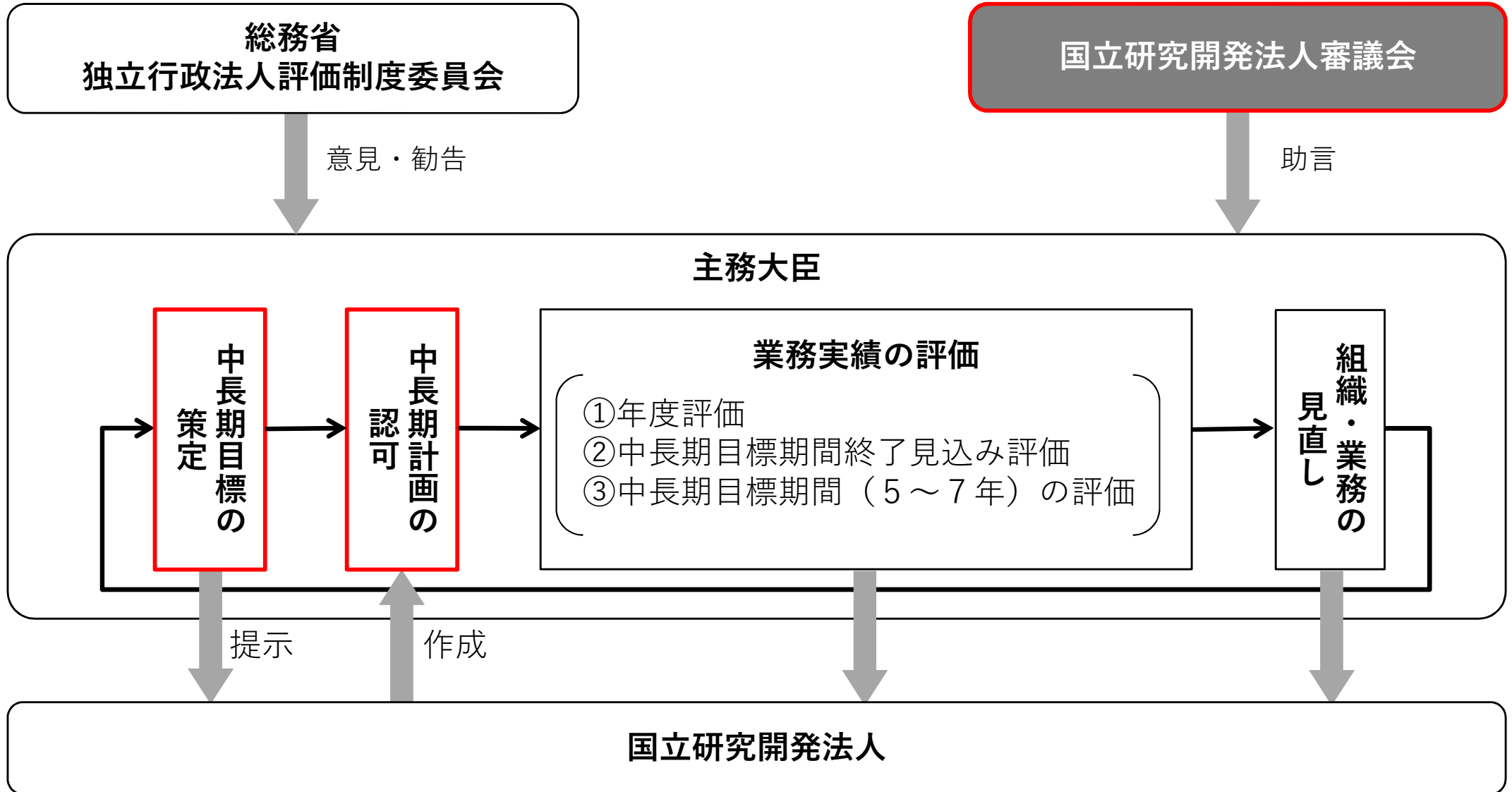


国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 次期中長期目標の策定等について

平成 2 9 年 1 1 月
文部科学省研究開発局
宇宙開発利用課

国立研究開発法人審議会について

- ✓ 先般の改正独法通則法（平成27年4月施行）に基づき、国立研究開発法人審議会を各所管府省に新設。
- ✓ 国立研究開発法人に関し、**①中長期目標の策定、②中長期計画の策定、③業務実績の評価、④組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見等に即して主務大臣に助言。**



次期中長期目標策定等に向けた審議の進め方

| | 主務大臣 | 国立研究開発法人審議会 | 宇宙航空研究開発機構部会 |
|---------------|--|----------------------------|---------------------------|
| 平成29年 6月 | | | 部会 |
| 6月末 | 法人から業務実績等報告書の提出 | | |
| 7月 | | | 部会 部会 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務の実績評価の決定 ○組織・業務の見直しの決定 <p>独立行政法人評価制度委員会：業務の実績評価（目標期間見込）結果及び組織・業務の見直しについて点検</p> | 審議会 業務の実績評価 組織・業務の見直し | 部会 部会 |
| 平成30年 1～2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○次期中長期目標案決定 <p>独立行政法人評価制度委員会が点検</p> | 審議会 次期中長期目標 （次期中長期計画原案） | 部会 次期中長期目標 （次期中長期計画原案） |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○次期中長期目標の決定 ⇒主務大臣から法人に提示 | | |
| 3月末まで | <ul style="list-style-type: none"> ○次期中長期計画の認可 | | |

○業務の実績評価（※）
 ○組織・業務の見直し
 （※）平成28年度の評価及び第3期中期目標期間（見込）の評価について実施

審議会・部会の進め方イメージ（次期中長期目標等）

1. 主務大臣・法人による原案の作成

- 以下の原案について、主務大臣・法人が十分意思疎通を図って作成。
 - ・ 中長期目標（案）：主務大臣が作成
 - ・ 中長期計画（案）：法人が作成（主務大臣が認可）

2. 部会

- 案について、部会において意見取りまとめ。

3. 審議会

- 部会事務局から、部会の意見について説明。部会長から適宜補足。
- 審議会として、案に対する意見を決定。

4. 主務大臣による決定等

- 審議会の意見を踏まえ、法人の中長期目標等を決定（中長期計画は認可）。

独法通則法改正等による変更事項（中長期目標）

●「政策体系における法人の位置付け及び役割」を記載（政策体系図も添付）。

独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日策定 総務大臣決定）（抄）

III 2 国の政策体系との関係について

（2）このため、中長期目標の冒頭に、「**政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）**」といった法人全体を総括する章を設け、当該中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。

また、**国の政策体系において法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）**を中長期目標に添付する。

●評価軸及び評価指標、モニタリング指標を設定し、中長期目標の別添とする。

独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日策定 総務大臣決定）（抄）

III 5 通則法第35条の4第2項第2号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

（1）研究開発の事務及び事業に係る目標について

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、**目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示**する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、**評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示**する。

国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について（平成26年12月8日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当）事務連絡）（抄）

○ 評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすべきであることから、中長期目標策定時等に当初設定した評価軸を維持することに固執し過ぎることは必ずしも適当ではなく、むしろ、評価に際して、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、国の政策の変更、科学技術の進展、社会環境の変化その他の諸事情の変化等を踏まえて適宜迅速かつ柔軟に評価軸を見直すことが可能とすることが重要である。そのため、**評価軸は、中長期目標、中長期計画の中に記述するのではなく、別添のような形で整理することなども検討**をする。

アウトプット・アウトカムについて

諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申
(平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定)

研究開発活動の「アウトプット・アウトカム」について

研究開発活動のアウトプット（成果物）とは、例えば、投稿された学術論文、特許出願された発明、提出された規格原案、作成された設計図、開発されたプロトタイプなどを指す。

研究開発活動のアウトカムとは、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によって、その受け手に、研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用を指す。例えば、科学コミュニティに生じる価値の内容、製品やサービスなどに係る社会・経済的に生み出される価値の内容などがある。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」は、国や社会に対する効果（アウトカム）の観点から十分踏まえて判断するため、国立研究開発法人に対して主務大臣が提示する目標は、できる限りアウトカムと関連させた目標とすることが適当である。

他方、公表された論文や取得された特許権に代表される研究開発に係る「アウトプット」は、国立研究開発法人としてマネジメントすることが可能なものであるが、研究開発活動の「アウトカム」は、研究開発活動自体やその成果物（アウトプット）によってその受け手に研究開発活動実施者が意図する範囲でもたらされる効果・効用のことであるため、アウトカムが生じるかどうかは、受け手や研究開発成果を受け手に繋ぐ者の状況等に依存する部分が大きく、国立研究開発法人は提示されたアウトカム目標を自らのマネジメントだけで実現・達成することは事実上困難である。

そのため、アウトカム目標を国立研究開発法人自らのマネジメントにより「達成すべき目標」として提示することは困難な場合も多く、むしろ、国や社会が期待するアウトカムに対して当該国立研究開発法人がどのような方向性を目指し、寄与・貢献していくべきかというような観点から目標を設定することが適切である。

国立研究開発法人は、このような国・社会から期待されるアウトカム目標に向けて、当該国立研究開発法人が持続可能な運営状況の下で総体としてどれだけ貢献することができたか、について「最大化」することが本質的に重要であることから、定量的な観点及び定性的な観点の双方を適切に勘案し、国立研究開発法人の評価に際しては、当該国立研究開発法人の目的・業務、国・社会から期待されている役割等に照らして、質的・量的、経済的・社会的・科学的・国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等を踏まえて総合的に評価する。その際、アウトカムが生じるまでには相当の時間を要することが一般的であるため、過去の業績・成果の評価のほか、将来性について先を見通して評価することも重要である。